様式第7号(第7条関係)

第　　　号

年　月　日

　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県都留市長

年度

利用者負担額決定（変更）通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 |  | | |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| 口座名義人 |  | | |

　　　　　様

保育料については、以下のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童の氏名  及び生年月日 |  | | |
| 所得階層 |  | 所得調定額 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 決定額 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 |
|  |  |  |  |  |  |
| 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 |
|  |  |  |  |  |  |

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。